原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会会議録

招 集

令和6年3月15日(金)午前10時 委員会室

出席委員(8名)

(委員長) 戸 田 隆 次 (副委員長) 矢田貝 香 織

岡 田 啓 介 土 光 均 中 田 利 幸 西 野 太 一 又 野 史 朗 森 谷 司

欠席委員(O名)

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】下関部長 松本防災安全監

[防災安全課] 田中課長 山花危機管理室長 三木調整官 永瀬調整官 村上主任 【参考人】

陳情第50号

提出団体 憲法擁護・平和・人権フォーラム鳥取県 後藤譲 氏

陳情第51号

提出団体 えねみら・とっとり (エネルギーの未来を考える会) 山中幸子 氏

陳情第50号

提出団体 原子力防災を考える県民の会 新田ひとみ 氏

出席した事務局職員

松田局長 田村次長 坂本議事調査担当係長 松下調整官

傍 聴 者

安達議員 稲田議員 今城議員 岩﨑議員 門脇議員 津田議員 徳田議員 松田議員 森田議員 吉岡議員 報道関係者2人 一般8人

審査事件及び結果

陳情第50号 能登半島地震を踏まえて「原子力災害対策指針」及び「地域防災計画・ 広域住民避難計画」の見直しと、中国電力に対して島根原発2号機の「再 稼働の了解」を一旦撤回することを求める陳情 「不採択」

陳情第51号 令和6年能登半島地震を受けて島根原発に関して中国電力に説明を求める陳情 [不採択]

陳情第52号 複合災害時に対応した原子力災害対策指針の見直しを国に求める陳情 「不採択」

報告案件

- ・令和5年度米子市原子力防災訓練について(報告)
- ・原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金について (報告)

午前10時00分 開会

○戸田委員長 ただいまから原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を開会いたします。

本日は、3月7日の本会議で当委員会に付託されました陳情3件について審査するとと もに、2件の報告を受けます。

初めに、陳情第50号、能登半島地震を踏まえて「原子力災害対策指針」及び「地域防災計画・広域住民避難計画」の見直しと、中国電力に対して島根原発2号機の「再稼働の了解」を一旦撤回することを求める陳情を議題といたします。

本陳情の審査に当たり、参考人として、陳情提出団体の憲法擁護・平和・人権フォーラム鳥取県の後藤譲様に出席いただいております。

早速、後藤様から御説明をいただきたいと思います。説明は、分かりやすく簡潔にお願いたします。また説明は、座ったままで構いません。

それでは、お願いします。

委員長と言ってください。委員長、手挙げて委員長と。

後藤参考人。

〇後藤氏(参考人) 護憲フォーラムの西部の幹事をしております後藤といいます。陳述の機会をいただきありがとうございました。

本年1月1日に起こった能登半島地震では、地震の恐ろしさ、人間の力の及ばない自然 の脅威を感じました。議員の皆様もそう感じられたというふうに思います。

志賀原発の被災状況については陳情書のとおりですが、稼働中であれば第2の福島原発事故となっていた可能性が指摘されています。今回の地震では、北陸電力は想定していなかった150キロ以上にわたる活断層が連動したとされています。また、20キロも離れた内陸の断層も、ほぼ同時に動いていたことも報告されています。

これまで政府の地震調査推進本部地震調査委員会は、活断層の連動の際、いわゆる5キロメートルルールという経験則を適用していて、5キロメートル以上離れていれば連動はないと地震規模の推定をしていました。活断層学会会長の鈴木教授は、今回の地震を、今まで前例がほとんどない新しい発見と言っておられます。今後新しい知見が発表される可能性が出てきています。

このことを踏まえると、中国電力は、現在、宍道断層と鳥取沖断層との距離は6キロメートルとして連動を否定していますが、断層の連動の不安は強くなったと言えます。鳥取県は、地域防災計画震災対策編で2つの断層の連動は予測していませんが、宍道断層、鳥取沖断層それぞれの地震の被害想定はされています。

陳情書には宍道断層の被害について、境港市について記述していますが、米子市の被害 想定は、建物被害は全壊約2,300棟、半壊約7,000棟、一部損壊約2,900棟と、 建物被害については境港市と近い被害が想定されています。境港市、米子市等で、地盤の 液状化等で市街地の幹線道路が、通行が困難となると想定されています。宍道断層だけで もこれだけの被害が起きると想定されています。そして、原発の重大事故が起きれば、重 なれば、30キロ圏内の住民は屋内退避が国の指針にもかかわらず、不可能なことが今回 の地震で明確になりました。原発事故と地震災害という複合災害の発生時に、避難計画が 機能しないことは明らかです。

今週の月曜日、3月11日は、東日本大震災から13年目の日でした。福島原発事故の現実が複合災害の困難さを実証しています。議員の皆様も福島県浪江町の請戸の浜の悲劇を御存じだと思います。新聞報道でもよく出る福島第一原発を遠くに望む海岸です。請戸の浜では、津波によって多くの家が流され、消防団の方たちは3月11日の夜まで捜索を続けていました。そのとき、クラクションや物をたたく音から、何人かの人が生存していることが分かりました。しかし、夜が明けるのを待って救出活動をすることになり、一旦、捜索を中止しました。ところが、翌3月12日午前5時頃に放射線量が高くなったということで、福島第一原発から10キロ圏内に避難命令が出されました。放射能の心配がなくなり救助隊が請戸の浜に立ち入ることができたのは、約1か月後のことです。遺体は見ることもできない状況だったというふうに言われています。

原子力規制委員会は、複合災害の場合、自然災害対策が前提で人命救助を優先し、その後、原発事故の対応を行うと言います。県の防災担当も全く同じ言葉で回答されます。しかし請戸の浜の悲劇が示しているように、自然災害の人命救助さえできなくなるのが、原発事故と複合災害なのです。今回の能登半島地震も再度このことを私たちに示しました。震度7クラスの地震が来たら、津波が来なくても多くの古い家は倒れ、倒れた家の中に閉じ込められる人や、けがを負って動けなくなる人が生まれます。ここに原発事故が重なれば、放射能が向かってきます。また、液状化や土砂災害によって道路が寸断され、孤立集落が生まれたときに、放射線量が基準値を超えれば、自衛隊や消防団、警察等の実動部隊も救助に向かうことができなくなります。

原子力規制委員会は、本年1月17日に原子力災害対策指針の見直しの検討を決定しました。来年の3月を目途に行われるようです。この見直しが行われれば、鳥取県米子市、境港市は、地域防災計画及び広域住民避難計画の改定を行う必要が生まれてきます。この間、私たち住民は、原発事故の不安を抱えながら生活することとなります。

鳥取県知事は、現在の県議会答弁で、能登半島地震の総括が必要として、国に対して現行の避難計画が十分か申し入れると答弁されています。つまり、今回の能登半島地震で、現行の避難計画の実効性に疑義が生じたということではないでしょうか。中電に対しても、能登半島地震を受けて対策を聞いていくと発言されています。

陳情は、3点です。1つ目は、米子市議会として原子力規制委員会に対して、能登半島地震を踏まえ、原子力災害対策指針の見直しを行うことを求めていただきたいということです。2つ目は、今回の地震を受け、米子市議会として地域防災計画及び広域住民避難計画の必要な改定を行うよう求めていただきたいということです。3つ目は、当面、自然災害や原発事故への県民の不安を解消するために、2022年3月25日、中国電力に発出された島根原発2号機の再稼働への了解を、一旦撤回することを米子市議会として求めてもらいたいということです。

このたびの能登半島地震は、島根原発 2 号機を動かそうとすることに対しての、自然界からの最後の強い警告ではないかと感じています。市議会議員の皆様には、今起きている 災害に目をつむらず、住民の不安に対して誠実に対応していただければと思います。 以上で陳述を終わります。ありがとうございました。

○戸田委員長 説明は終わりました。

参考人に対する質疑はございませんか。ございませんか。

[「なし」と声あり]

- **○戸田委員長** ないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。 次に、本陳情の賛同議員であります土光議員及び錦織議員に説明を求めます。 初めに、土光議員。
- **〇土光賛同議員** この陳情の賛同理由を述べます。

この1月1日に能登半島地震が起きて、ある意味で、それ以前と以後で様々な状況が変わっていると思います。米子市が島根原発2号機の再稼働を了解したのは、その以前の知見を基に、具体的には規制庁による新規制基準の合格、それからもう一つは、避難計画が実効性がある、この実効性があるというのは、米子市自身がそういうふうに判断しているということです。ただ、能登半島地震以後、新しい知見が様々出てきました。それは先ほど、陳情者が具体的にいろいろ言いました。この新しい知見を、やはり当時の、つまり以前の知見で、避難計画実効性がある、新規制基準を満たしているから原発は大丈夫ということを再検証する必要が当然あると思います。ただ、市長は、そういった意向は全く持っていないということを表明しているので、ここはやはり議会がきちんと動いて、再検証をする、そういったことを議会から求めていただきたいという意味で賛同します。

- 〇戸田委員長 次に、錦織議員。
- ○錦織賛同議員 陳情第50号の賛同議員として意見を述べます。

先日、震度7、マグニチュード8.8の3.11東日本大震災、大津波と福島原発事故から13年を迎えました。原発は過酷事故に至らないという安全神話が崩れましたが、新規制基準の下で、また新たな安全神話が生まれています。それに警鐘を鳴らしたのが、今回の能登地震ではないかと思います。想定外の連動した活断層や道路の寸断を映像で見ることしかできませんが、現在繰り返し深化させているという避難計画も、全く机上の空論であることが明確となりました。

陳情者の不安、懸念を共有すると同時に陳情項目に賛同し、特に3項目めは、米子市が 島根原発2号機の再稼働の同意時につけた条件からも、この条件の一つに、安全性を第一 に最新の知見を安全対策に反映させること、ということがありますが、こうしたことから も、再稼働の了解を一旦撤回を求めることに強く賛同します。以上です。

〇戸田委員長 賛同議員の説明は終わりました。

賛同議員に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○戸田委員長 ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。 そのほか、質疑はございませんか。

[「なし」と声あり]

- **○戸田委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様の御意見を求めます。 矢田貝委員から。
- **〇矢田貝委員** 私は、不採択でお願いしたいと思います。

このたびの陳情者の皆様、また賛同の皆様の、大きな能登半島地震を受けてのさらなる 原発に対する不安が大きくなっていらっしゃるというところは、共感をさせていただきま す。

陳情項目についてなんですけれども、まず1点目については、そちらのほうに向かっていくということは、もう既に流れとしてはあるというふうに考えております。また2点目についてなんですけども、見直すべき事項であるとかそういったことの前に、きっちり今回総括をしていくこと、また計画等の見直しについての方針を具体的にしていくこと、またその時期や方法等についても大切になってくることであると思います。この方針が国において示されていく中で、その時期等も明確になってくることだと思いますので、思いには共感いたしますけれども、今、米子市が他地域に先んじてこれを執り行っていくということについては、慎重でなければならないというふうに考えております。また3点目の、不安を解消するためにそれぞれが求めることというのは、違ってくることだろうと思います。ある方は、一旦、再稼働への了解を差し止めるべきという考えを持っていらっしゃる方もあると思いますけれども、そうじゃない不安解消のための行動を持っていらっしゃる方もたくさんいらっしゃるというふうに思っております。個々で違うものだと思っておりますので、そのように考えている理由から、不採択を主張させていただきます。

〇戸田委員長 中田委員。

○中田委員 私も結論的には、不採択を主張いたします。

主なその理由は、今、矢田貝委員が言われたのとほぼ同じですが、この陳情書にも書いてあるとおり、今後も新しい知見が発表される可能性があるという背景の中で、もう現に、原子力災害の指針の見直しの検討をするということはそういう話になっておりますので、そういった中で、じゃあ米子市としてという話になりますと、この原子力発電所をめぐる様々な考え方の違いとか様々な知見というものがある中で、やっぱり自治体行政がどうすべきかということになってくると、公的な信頼度が置ける機関が定めている基準を基に判断するということしかないと思っておりますので、その新たな知見に基づく基準が新たにできてくれば、それに対応していくというのが地方自治体の我々の責務だと思っておりますので、現時点においてこれを撤回するとか、先んじて求めていくということは、私は必要がないと思っておりますので、その進捗を見守りながら、新しい基準が定められた際に、それに速やかに対応するということを求めていくということだと思っておりますので、この陳情については反対を主張していただきます。

- 〇戸田委員長 次に、土光委員。
- **〇土光委員** 採択を主張します。

先ほど賛同理由でも言いましたが、この能登半島地震のあの状況を見て、やはりこれまで想定していないような事態が起きたというのは明らかです。例えば、地震が起きて家屋が倒壊して、もし原子力発電所から放射性物質が拡散すればという状況を見ると、まず、家屋が倒壊しているので、屋内退避ができない。道路が寸断されて避難ができない。屋内退避もできないし、避難ができない、そういった状況が実際あったわけです。多分、今米子市、これまで米子市自身が実効性があると評価していた避難計画で、そういった事態は想定はしていないと思います。屋内退避ができない、避難ができない、そういう状況で、じゃあどうするかという実効性のあること、対策は考えられていないと思います。

それからもう一つ、連動の問題で、私が思うには連動の定義がちょっと人によって曖昧なので、私は、連動という言葉は宍道断層が動いて、それに影響をされて鳥取沖の断層が動くと。これは今まで、いわゆる、先ほど陳情者が言いましたが、5キロルールということで、6キロあるから影響されて動かないだろう、それを連動しないというふうな言い方ができると思いますが、そういう前提でいきました。ところが、能登半島地震では、20キロ離れたところが影響を受けて、活断層が動いたわけです。これもし宍道断層が動いて、その影響で鳥取沖の断層が動けば、鳥取の中部、東部、当然被害、家屋の倒壊とか家屋の損傷とかあります。今の避難計画は、その中部、東部に避難をするという前提の計画なんで、その計画自身の前提が崩れてしまうんです。そういった意味で、やはり今回の能登半島地震のいろんな状況というのは、新たな知見としてきちんと検証する必要があるというふうに強く思いますということで、採択を主張します。

〇戸田委員長 次に、又野委員。

〇又野委員 私も採択を主張いたします。

先ほど来から話がありますけれども、能登半島地震のことを考えますと、家屋がたくさん倒壊しています。もし、原子力災害が同時に起きた場合、前提となっています屋内退避というのがやはりできなくなってくることが考えられます。コンクリート屋内退避施設に避難するっていう話もありますけれども、液状化などによって道路が寸断されたりっていうことも数多く考えられるということを考えると、そのコンクリート屋内退避施設にも、実際行けれるのかという心配も出てきますし、その後の避難についても道路が寸断されてできるのかという話が出てくると考えます。今の避難計画は、自然災害と原子力災害が重なった場合、実効性があるとはなかなか私は思えません。指針とか計画の見直しが必要であると考えます。

それと、もともとあの原発の稼働には反対ではあるんですけれども、このような状況の中で原発の稼働を容認したことも一旦撤回する必要があると考えます。皆さん言われてますけれども、指針の見直し検討をするということになっているようですけれども、それを後押しするためにも採択を主張いたしたいと思います。以上です。

- **〇戸田委員長** 次に、森谷委員。
- ○森谷委員 私も不採択でお願いいたします。

その理由として、もちろん能登半島地震によって、原発事故と地震災害の複合災害時のいろんな見直しということが言われておりますけれども、これは原子力規制委員会、国、県が、これから指針、計画を見直して発信していただけると思いますけど、自治体として、特に私思うのは、米子は2000年に鳥取県西部地震を経験してますので、そういった意味では、本当に、どうしても原発問題となるとUPZ圏内ということのエリアというか、というふうなちょっと認識となりがちなんですけども、本当、米子市全体として、地震も含めて防災意識を、もう少し市民としても自助意識を高めるべき、何かそういう一つの啓発していかないといけないんじゃないかとか、あと、初動態勢が、今回初動態勢がちょっと遅れたというふうなことを言われていますので、そういった面の、自治体として何ができるかというところをもうちょっと煮詰めて、それを全市に発信していく、啓発していくということがまず第一の、米子市として取り組むべき方向性じゃないかと思っておりますので、不採択でお願いしたいと思います。

- 〇戸田委員長 次に、西野委員。
- ○西野委員 私も不採択を主張いたします。

志賀原発においては、福島の事故を教訓に、今回の地震発生直後においても、外部電源 5 回線のうち 2 回線から受電し、1 回線を予備として待機させる体制が維持されており、さらに非常用ディーゼル発電機は、1 号機が 3 台、2 号機は 2 台が待機中、各種電源においても合計 6 台が使用可能な状態、そして発電所の丘の上にため池があり、非常用に使用可能となっており、二重三重の安全対策が取られている。実際にあれだけ道路が寸断され、孤立された地域があったにもかかわらず、原発による被害はありませんでした。

中国電力においても、東日本大震災以降、高い独立性を有する原子力規制委員会における世界で最も厳しい基準で二重三重の安全対策、バックアップ体制が整っています。なので、見直しを行うことを求めたりするのは、先ほども言いましたが、高い独立性があり、世界で最も厳しい基準の原子力規制委員会に委ねますので、今回の陳情は不採択とさせていただきます。

- **〇戸田委員長** 次に、岡田委員。
- ○岡田委員 私も不採択を主張いたします。

先ほど、西野委員のほうも話をされましたけれども、今回の地震の様々な要素をきちっと検討して、その上で当然ですけれども、地震の教訓をしっかり踏まえて、実効性を高めた緊急時対応を取りまとめることは不可欠であるというふうに認識はいたしますけれども、今の段階をもってして、原子力災害対策指針及び地域防災計画、広域住民避難計画の見直しを求めるということは、適切ではない。なおかつ今の時点で、中国電力に対して、島根原発2号機の再稼働の了解を一旦撤回することを求めるということも適切ではないというふうに考えますので、不採択を主張いたします。

○戸田委員長 それでは、これより採決いたします。

陳情第50号、能登半島地震を踏まえて「原子力災害対策指針」及び「地域防災計画・ 広域住民避難計画」の見直しと、中国電力に対して島根原発2号機の「再稼働の了解」を 一旦撤回することを求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者举手…土光委員、又野委員〕

○戸田委員長 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。 次に、先ほど不採択と決しました陳情第50号について、採決結果の理由の取りまとめ を行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長に おいて集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

○戸田委員長 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

本件については終了いたします。

後藤さん、本日はありがとうございました。御苦労さまでした。

[後藤参考人退席]

○戸田委員長 次に、陳情第51号、令和6年能登半島地震を受けて島根原発に関して中 国電力に説明を求める陳情を議題といたします。

本陳情の審査に当たり、参考人として、陳情提出団体のえねみら・とっとり(エネルギ

一の未来を考える会)の山中幸子様に出席いただいております。

早速、山中様から御説明をいただきたいと思います。説明は分かりやすく、簡潔にお願いたします。説明は座ったままでよろしいので、よろしくお願いします。

それでは、お願いいたします。

山中さん。

〇山中氏(参考人) このたびは、陳述の機会をいただきましてありがとうございます。 えねみら・とっとり、エネルギーの未来を考える会の山中です。

今年の1月1日に起きた能登半島地震は、私たちに大きな衝撃を与えました。日本は地震大国であると分かっていたものの、家屋の倒壊、道路の寸断、地震による津波や火災など、被害の大きさに改めて驚きました。またこの地域では、昨年5月にも大きな地震が起きており、同じ地域に複数回の大きな地震が生じています。世界の面積の1%にも満たない日本ですが、この20年間に、世界中に起きたマグニチュード6以上の地震の約20%は日本で起きています。欧米など日本以外の国では、地震が起きる場所に原発はほとんど建設されていません。逆に言えば、地震の多いところに多数の原発があるのは、世界でも日本だけと言うこともできます。だからこそ、厳しい想定の下で慎重な対応が求められるはずです。少なくとも想定外は許されません。

ところが、北陸電力は、志賀原発の審査において、能登半島沖の活断層を96キロメートルと想定していましたが、このたびの地震後の調査では、150キロメートル動いたことが分かりました。また、この断層と連動して、20キロメートルも南の離れたところにある富来川南岸断層が動いたことも分かっています。この2つの知見に対して、変動地形学を専門とする日本活断層学会会長で名古屋大学教授の鈴木康弘氏は、海岸近くの活断層を音波探査で調べることは大変難しいため、地形から活断層を認定する技術などで、より詳細な調査が必要なことを提言されています。また、20キロメートル南に離れた断層が連動した点については、大変珍しい現象であり、重大な発見と指摘しています。このように、大地震が起きて、初めて新しい活断層が見つかることは珍しくないそうです。

原子力規制委員会では、今後時間をかけて、新しい知見について検証していくとしていますが、島根原発周辺の宍道断層と6キロメートル先の鳥取沖断層の連動については、能登半島地震で20キロメートル離れた活断層が連動したことから、想定外でも連動する被害リスクをシナリオの一つとして考える必要はないのか、中国電力に説明していただきたいと思います。2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原発事故の際も、地震や津波の過小評価により安全神話が崩れたことを考えれば、慎重な対応を求めたいと思います。

また、北陸電力によると、このたびの志賀原発では、震度 5 強で最大加速度 3 9 9 ガルとされています。当初は異常なしと報じられたものの、その後変圧器が破損して大量の油漏れが見つかり、それに伴い外部電源の一部が失われたとの報告がありました。 2 0 0 7 年の中越沖地震の際は、東京電力柏崎刈羽原発の変圧器付近で火災が起きたことを考えると、変圧器の破損は外部電源の喪失だけではなく、機内の火災にもつながるおそれがあります。変圧器の耐震性は高くないようなので、同様のことが島根原発でも起きる可能性について聞きたいですし、また稼働中に起きた場合のリスクには、どのように対応するかなどの説明も受けたいと思います。

ところで、志賀原発の変圧器については、3月4日の参議院予算委員会での石垣のりこ議員の質問から、40年間にわたって試験データの偽造をしていた三菱電機製であることが分かりました。また、この変圧器は35基の原発に使われていることが分かりました。

中国電力島根原発2号機の変圧器は、この問題の三菱電機製なのか不安に思って、中国電力の問合せフォームで聞いてみました。ところが、催促してやっと届いた回答は、北陸電力の変圧器について詳細を把握しておりませんので、御回答いたしかねますというものでした。結局、中国電力の変圧器が、試験データの偽装をした三菱電機製かどうかの回答はありません。個人の質問にはこのように不誠実な回答しかないので、やはり米子市、あるいは米子市議会として、きちんと問いただす場が必要だと痛感しました。境港市では、原子力発電所環境安全対策協議会において、中国電力からの説明を聞く場があったと聞いています。米子市でも、ぜひ安対協に対して、中国電力が説明をすべきではないかと思います。特に今回の能登半島地震の甚大な被害を教訓とするならば、議会やより多くの住民に対しても丁寧な説明をする義務が、中国電力にはあると考えます。

以上です。ありがとうございました。

○戸田委員長 説明は終わりました。

参考人に対する質疑はございませんか。

[「なし」と声あり]

- **○戸田委員長** ないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。 次に、本陳情の賛同議員であります土光議員及び錦織議員に説明を求めます。 初めに、土光議員。
- **〇土光賛同議員** この陳情の賛同理由を述べます。

この陳情は、中国電力に様々な疑問、それから能登半島地震で出てきたと思われる新しい知見について、きちんと説明を求めてくださいという内容です。市民としても当然の疑問だと思います。ただ、これに関しても、例えば、そういった中国電力に説明を求める場は、当然議会に来ていただくということもあるし、安全対策協議会、これを開いて中国電力に来てもらう、いろんな方法があります。これに関しても市長は、安全対策協議会、開く気は全くないみたいなので、やはりこれも議会がちゃんと提起して、そういった場を設けることを議会自身がする、それから市の執行部にも求める、そういったことが必要だと思います。先ほど、陳情者の陳述の中にもありましたが、境港市は、少なくとも安対協を開いています。この中で中国電力は来て、その安対協の委員からの質問に答えています。こういう場を、ある意味何もなくても設けるのが当然だと思いますが、市が動かないので、議会としてそういったことを提起する、そういった必要性があると思いまして、賛同しました。

- **〇戸田委員長** 次に、錦織議員。
- ○錦織賛同議員 陳情第51号の賛同議員として、賛同理由を述べます。

これまで中国電力が主張している宍道断層 3 9 キロと鳥取沖断層 9 8 キロの連続性がないという、そういった評価ですけれども、能登半島地震で、北陸電力が想定していた活断層より大きい連動があったという事実を重く見ると、この再調査が必要だというふうに思います。また変圧器の油漏れなど、想定を上回る被害も出ていることから、島根原発ではこれらの事故の可能性はないのか、中国電力は、住民に、また議会に対しても十分な説明

をするのは当然であり、この陳情の採択を、私は主張します。

〇戸田委員長 賛同議員の説明は終わりました。

賛同議員に対する質疑はございませんか。

[「なし」と声あり]

○戸田委員長 ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。 そのほか質疑はございますか。

〔「なし」と声あり〕

○戸田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様の御意見を求めます。 じゃあ、又野委員さんから。

○又野委員 先ほどからも、これも話ありますけれども、今回の能登半島の地震によって 志賀原発では、外部電源、全てではないですけれども、喪失したりだとか、先ほどの油漏 れの問題、使用済核燃料プールの水の飛散ですとか、モニタリングポスト使用不可能にな るのも何か所かあったと、様々な問題が起きているということです。あと、活断層の連動 ですとか、先ほどもありましたけれども、海岸線の隆起など新たな発見もあったという話 が出ています。

多くの米子市民は、今回の地震でさらに島根原発に対しても心配をして、不安になっています。米子市民に対して本当に問題ないのか、中国電力から、当然だとは私は思うんですけれども、説明する必要があると思いますので、採択を主張いたします。

- 〇戸田委員長 次に、森谷委員。
- ○森谷委員 私は、不採択でお願いいたします。

今の陳情者の方の説明も十分理解できますし、米子市民としてもいろんな、もちろん不安等もあるかと思いますので、島根原発のほうの説明の機会というのは当然持つことも考えられますけども、今、いろんな面で、今回の能登半島地震の件に関して、精査、総括されていると思いますので、そういった国の動きとか県の動きの中で、いずれそういうときが来るかなということも思っておりますので、あえて、ここで陳情として採択することはちょっと、時期尚早かなということも思いますので、不採択でお願いいたします。

- **〇戸田委員長** 西野委員。
- ○西野委員 私も不採択を主張いたします。

先ほども説明しましたが、志賀原発においては二重三重の安全対策が取られていまして、活断層が、想定の96キロより大きい150キロに及ぶ活断層がずれ動きとありますが、それにもかかわらず、原発による被害はありませんでした。中国電力においても、東日本大震災以降は高い独立性を有する原子力規制委員会による、世界で最も厳しい基準で二重三重の安全対策、バックアップ体制が整っています。なので、中国電力に説明を求めたり、再稼働の判断などは、先ほども言いましたが、高い独立性があり世界で最も厳しい基準の原子力規制委員会に委ねますので、今回の陳情は不採択とさせていただきます。

- **〇戸田委員長** 次に、岡田委員。
- ○岡田委員 私も不採択を主張いたします。

先ほど、西野委員も申されましたけども、基本的には原子力規制委員会のほうで、この たびの能登半島地震を受けた志賀原発の状況等の把握ですね、こういったことをやってい ただいて、その上で、原子力規制委員会のほうがどのように判断をされるかというのをまず待ちたいというふうに思いますし、中国電力のほうでも、日夜、安全対策のために活動しておられますので、今の時点をもってして、中国電力に対して説明を求めるということに対しては、賛同いたしかねますので、不採択といたします。

- **〇戸田委員長** 次に、矢田貝委員。
- **〇矢田貝委員** 不採択を主張します。

まず、陳情者の不安払拭のためにっていうところの不安のところは、共感をさせていただくところでありますけれども、これからの対応につきましては、新しい知見を基に規制委員会がまとめられたものが示されてくるというふうに思います。そんな段階だと思います。ですので、不安を払拭するために中電からの説明を求められるという今回の陳情につきましては、中電は、今までの取組以外の説明はできないのではないかというふうに考えておりますので、現段階では、この陳情には賛成できません。以上です。

- 〇戸田委員長 次に、中田委員。
- **〇中田委員** 私も、結論的には不採択を主張いたします。

ベースになる考え方は先ほどの陳情のときと、考え方は基本的に同じであります。

能登半島地震に見る様々な被害状況を、直接的に比較というか、直接的に示されて言わ れておられますけれども、我々も鳥取県西部地震を経験をして、そのときがどういう地震 で、どういう現象が起きたのかということは、承知しています。そのことと、この能登半 島という特有の地形や地勢の中で起きていることが直接的に比較できるかどうかも、これ は極めて科学的な話でありまして、私のような素人が、科学的知見を申し上げる立場では ないと私は思っています。したがって、先ほどと同じように、これは信頼できる科学的知 見を基につくられた基準を基に対応すべきものであるという基本的考え方がありまして。 中国電力は、この基準に照らし合わせて、以前も要は評価を受けて現在に至っているもの と思っておりまして、新たな基準がもし今後、もしというか、今後新たな知見に基づく規 制ができたのであれば、それは当然規制委員会から中国電力に対してバックフィットが行 われるということで、それに対応されるものと承知しておりますので、個々の機器に対す る、例えば変圧器だとかなんとかという様々な事象については、これは原発事故や地震に 関係なく、定期的な検査時期や、あるいは必要に応じて行われるものであり、これは変圧 器に限らず、自動車であろうが何だろうが、日本の工業製品というのはそういうふうにな っておりますので、とりわけ安全に対する規制が厳しいものであれば、当然その辺の確認 は、そういう事業者においてされるものと承知しておりますので、これを今の段階で中国 電力に対して求めても、新たなその基準なり方針なりが示されてない今の段階では、前回 の説明から前進するような新たな中国電力の見解を受けるということは、今の段階ではな いと思っています。こういう不確実な状況では、この陳情を出しても効果的ではないとい う理由から、今回はこの陳情につきましては不採択を主張いたします。

- 〇戸田委員長 次に、土光委員。
- **〇土光委員** 採択を主張します。

この陳情は、今回様々な、能登半島地震を見て様々な疑問というか、事実確認をしたい ということで、この島根原発に関して、ある意味での当事者である中国電力に説明を求め てくださいという、そういった内容です。実際、市の執行部はそういったスタンスは全く ない。例えば、今ちょっと陳情者が言いましたが、個人的に事実関係を照会しても中国電力は事実を答えない、そういった対応をしているということで、やはり議会がそういった市民の疑問に対してきちんと答える場を設けるということをする、これを採択をするということになりますが、そういったことは、これ必要だと思います。

これも繰り返しですが、実際に境港の安全対策協議会では、中国電力がそこにやってきて、様々な質問に答えています。例えば、こういうやり取りもありました。委員から、今、連動の話が出ていますが、宍道断層と、鳥取沖断層が本当に連動しないのかという質問に対して、中国電力がこう答えています。能登半島地震を受け、中国電力を含む電力事業者間で調査チームをつくり、断層連動も含めて最新知見の有無を調査しているところ、仮に新たな知見が発見された場合は速やかに対応していく。そういったやり取りが実際、中国電力が来ればできるわけです。今、どういう段階か、例えば、ビフォアの世界ですね、容認したとき、連動に関しては一般に言われてるのは5キロルールということで、6キロだから大丈夫だろうというふうな判断でされたというふうに私は聞いています。それは実際そうなのか、もしそうだったら、今回の能登半島地震、どう考えるのか。これは当事者は中国電力なので、そういった質問をする、やり取りをすれば安心できるところは安心できるし、様々な課題があればまた考えていく、そういった場をぜひ設けるべきというふうに強く思います。

○戸田委員長 それでは、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第51号、令和6年能登半島地震を受けて島根原発に関して中国電力に説明を求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者举手…土光委員、又野委員〕

○戸田委員長 ありがとうございます。 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第51号について、採決結果の理由の取りまとめ を行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長に おいて集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○戸田委員長 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。本件については 終了いたします。

山中様、本日はお越しいただきましてありがとうございました。

[山中参考人退席]

○戸田委員長 次に、陳情第52号、複合災害時に対応した原子力災害対策指針の見直し を国に求める陳情を議題といたします。

本陳情の審査に当たり、参考人として、陳情提出団体の原子力防災を考える県民の会の 新田ひとみ様に御出席いただいております。

早速、新田様から御説明をいただきたいと思います。説明は、分かりやすく簡潔にお願いたします。説明は座ったままで構いませんので、よろしくお願いいたします。

新田さん。

〇新田氏(参考人) 原子力防災を考える県民の会の新田ひとみと申します。よろしくお願いいたします。本日はこういう場を設けていただきまして、本当にありがとうございました。既に議員の皆様には陳情の内容を把握していただいていると思いますので、陳情を出した2月16日以降に能登半島地震について明らかになったことも含めて陳述させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今回の能登半島地震については、原発の避難計画に詳しい広瀬弘忠東京女子大名誉教授は、毎日新聞の取材を受けて、以下のように答えてます。避難計画に問題があることが改めて分かったということです。地震によって、より多くの建物が倒壊しただけではなく、避難路で崖崩れや陥没などが起きた。そもそも半島なので、限られた道路しかないため集落が孤立しました。石川県によると、原発30キロ圏に含まれる集落で孤立したのは集落の400人余りに上ったと言われてます。ただ、石川県の防災計画には複合災害の項目はありますが、道路の寸断や屋内退避ができないような状況については触れられていなかったということです。志賀町の場合は、避難計画には複合災害の項目さえなかったということです。今回の地震では、半島の外からではなく、被災地からの通信手段も途絶え、情報の孤立も重なったということで、半島の最も弱いところをつかれたというふうに語られました。屋内退避が厳しい状況の中、仮に、志賀原発から目に見えない放射性物質が広がっていたら、住民は危険であるのかないのかも分からないまま、避難の判断を迫られていただろうと言われています。

また、一方、地震後の規制委の姿勢には自己矛盾があるというふうに指摘されています。なぜか、それはなぜなのか。規制委は原発の安全審査で、原発の耐震性や津波被害を防ぐ防潮堤など自然災害への備えが十分かどうかを議論しています。この議論では、避難を要する事態も起こり得ることが前提となっています。それなのに、避難計画の根拠となる原子力防災指針に関して山中委員長は、2月の記者会見で、自然災害に対する防災は我々の範疇外である、つまり避難計画は自治体の責任なので、原子力防災のところでは範疇外になるということを発言されました、という認識を示したからです。広瀬さんは、原子炉が安全ならそれでいいのではなく、万が一事故があっても安全に避難できるという人命重視の立場から、避難を妨げる自然災害への対応にも責任を持つべきだと話されています。鳥取県の複合災害についての対策が記述はされていますが、今回の能登半島地震を踏まえ、現在も複合災害時の対応で、避難と屋内退避が大丈夫なのか見直しが必要と思います。また、山中委員長は、この審査を通ったからといって安全ではない、原子力は、もうこれで問題ではないってことではないということも何度も言っておられます。そこはしっかりと私たちは受け止めたいと思います。

また、鳥取県防災顧問、鳥取大学工学部社会システム土木系学科、香川敬生教授は、弓浜半島が砂が堆積した土地のため、液状化などの被害が発生しやすいと、地域特有の課題も指摘されました。近い将来マグニチュード6級の地震は、いつどこで起きてもおかしくない。備えを呼びかけておられます。島根原発2号機建設時にはなかった宍道断層の長さは、現在は39キロまで伸びています。宍道断層と鳥取県F55断層は連動しないと言われていますが、能登半島地震の発生で、活断層の連動については新たな知見が出されています。今のままでいいのか、これから調査が必要になってきます。地震、津波と原発事故の複合災害が同時に発生した場合に、能登半島地震の現実を見ると、島根半島でも道路が

寸断され避難もできない、家屋が倒壊し屋内退避もできないことになります。現在の避難 計画が、机上の空論でしかないということになります。

議員の皆様は市民の代表であるとともに、住民でもあり家族もいらっしゃいます。今回の能登半島地震の状況を知ることで自分のこととして置き換えたときに、国、規制委員会の対応に不安はないのでしょうか。つきまして、米子市議会として、このような状況の中で米子市議会として市民の命と安心・安全、未来を守るために、国に対して、自治体が実効性のある避難計画を作成するために、複合災害時に対応した原子力災害対策指針の見直しを求める意見書を提出いただきたいように思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

- **○戸田委員長** 説明は終わりました。参考人に対する質疑はございませんか。 [「なし」と声あり]
- **○戸田委員長** ないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。 次に、本陳情の賛同議員であります土光議員及び錦織議員に説明を求めます。 土光議員。
- **〇土光賛同議員** 賛同理由、述べます。指針の見直し、原子力災害対策指針の見直しを求 める意見書を出してください、具体的な内容の陳情に添えられています。今の規制委員会 の山中委員長、二転三転しています。例えば最初の頃、能登半島地震が起きた後のいろん な記者会見のやり取りでは、指針の見直しをするというふうに記者会見で答えました。と ころが次の記者会見、その次の記者会見でそれを事実上撤回みたいな、だから今は、山中 原子力規制委員長は、指針は見直さないというふうにはっきり言っています。ただし、屋 内退避に対する規定に関しては少し曖昧な部分があるから、そこは少しいじる。基本的に は見直す必要がないと。何で見直す必要ないというふうに委員長が言うのかというと、先 ほども陳述がありました。この自然災害への対応というのは、我々規制庁の範疇外、もう これは各自治体で責任持ってやってください、そこは自分たちの範疇外なので、能登半島 地震で家屋の倒壊、道路の寸断、要は、屋内退避もできない、避難もできないという状況、 それの対応というのは各自治体でそれぞれ責任を持って考えてください、そういうスタン スなんです。そういうスタンスに関してやはり現場の自治体は、そのままではなかなか対 応ができないということで、指針の見直し。指針がある意味で避難計画の一つの指標にな りますから、それをちゃんと具体的な問題点を提示して意見書を出す。これは必要だと思 います。これが賛同理由です。
- **〇戸田委員長** 次、錦織議員。
- ○錦織賛同議員 陳情第52号の賛同議員として賛同理由を述べます。

能登半島地震の海岸線の異常な隆起や道路が激しく寸断された映像には、衝撃を受けられたと思います。かつて珠洲市の原発誘致に動いた住民からも、反対してくれてありがとうと言わしめた、それほどの想定を上回る地震が現実に発生しました。先ほど、二重三重の安全対策で志賀原発が大丈夫だったという発言もありましたが、志賀原発は長期停止中だった、だから深刻な事故に至らなかったという指摘があります。通信障害、寸断された道路、激しく損傷した家屋などは、これまでの原子力災害対策、避難計画では全く不十分だということが明らかになりました。複合災害の発生に対応できる指針の見直しが必要です。島根原発のすぐそばに位置する米子市が、原子力災害対策指針の見直しを求めること

は当然のことであり、陳情の採択を求めたいと思います。以上です。

〇戸田委員長 賛同議員の説明は終わりました。

賛同議員に対する質疑はございませんか。

[「なし」と声あり]

○戸田委員長 ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。 そのほか質疑はございますか。

〔「なし」と声あり〕

〇戸田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆様の御意見を求めます。

岡田委員から。

○岡田委員 私は不採択を主張いたします。

こちらですね、能登半島地震の教訓として、自然災害に対する防災については多くの教訓があると考えておりますけれども、御指摘の原子力防災の特質でございますが、一般防災と連携をする必要があるとの表記は、原災指針に既に記載してるとおりであります。ですので、この今回の地震の教訓をしっかりと踏まえて、実効性を高めた緊急時対応を取りまとめることは不可欠であるというふうに認識はいたしますが、原子力災害対策指針、それそのものを見直しまで求める必要はないというふうに考えますので、不採択を主張いたします。

- 〇戸田委員長 西野委員。
- ○西野委員 先ほどから説明しております志賀原発においては、二重三重の安全対策が取られていました。志賀町で震度7、石川県の地域防災計画の想定を上回っていたにもかかわらず、原発による被害はありませんでした。中国電力においても東日本大震災以降、高い独立性を有する原子力規制委員会による世界で最も厳しい基準で二重三重の安全対策、バックアップ体制が整っています。原子力災害対策指針の見直しを国に求めたりするのは必要ないと思いますので、今回の陳情は不採択とさせていただきます。
- **〇戸田委員長** 森谷委員。
- ○森谷委員 私も不採択でお願いいたします。

陳情50号、51号においても表明した内容となるんですけども、原子力規制委員会、 それから県の動向を見て本市としても判断すべきかというふうに思っておりますので、不 採択でお願いいたします。

- **〇戸田委員長** 又野委員。
- **〇又野委員** 私は採択を主張いたします。

福島原発事故までは原子力の安全神話がずっと通っていましたけれども、実際に起きました。やはり、どこまで安全対策が取られたからといっても、原発事故を想定していかなければならないのは当然のことだと私は考えます。そして今回の能登半島地震において、先ほども述べましたけれども、自然災害と原子力災害が重なった場合、今の避難計画などでは実効性があるとは思えなく、やはり、改めてなりました。避難行動要支援者の避難についてはさらに深刻な状況になるとも思い、多くの犠牲者を出すことにもこのままではなりかねません。指針、さらには避難計画の見直しは必要であると考えますので、採択を主

張いたします。

- **〇戸田委員長** 次に、土光委員。
- **〇土光委員** 採択を主張します。

理由はちょっと先ほど賛同理由でしゃべり過ぎたので、ほぼかぶりますのであまり詳しくは言いませんけど、とにかく、一つだけ言いたいのは、今の山中規制委員長、指針は基本的には問題ない、大きな見直しはしないと言ってる。自然災害、家屋倒壊で屋内退避はできない、道路寸断で避難ができない、そういった状況が起きたとしても、それはもう各自治体でちゃんと責任持ってやってください、だから指針は問題ない、そういった対応なので、これって多分、各自治体の担当は困ると思うんですよね。多分、避難計画つくるときに、指針というのはやはりそれなりに大きな基準になると思うので、そういった問題を丸投げされても困ると思います。だからこそ、実際、各自治体で、自然災害を含めた避難計画、複合災害の対策を考えるときに、こういうことが問題だというのをきちんと意見書の形で規制庁に伝えて、必要な見直しを要請していく。陳情には意見書の例がありますけど、これできたら、採択されて意見書のどういった問題だというのは当局といろいろ議論をして、本当に困っていることをきちんと規制庁に伝える、その結果、見直しがされる、そういったことになればいいなと思います。

- 〇戸田委員長 次に、中田委員。
- **〇中田委員** 結論的に言いますと、不採択を主張いたします。

先ほど、山中委員長のということで紹介がありましたけども、私の知る限りというか、私の解釈では、山中委員長が委員会の総意として正式な形でのというよりは、そういう発言があったということと理解しておりますが、どんな新しい基準をつくったり、対応策を取るときもそうなんですけど、いつもそういうことを検討する際には、特殊性と普遍性という要素を積み上げて、その中で確立性のものを積み上げながら検討要素を集約していって、どう対応するか決めていくっていう普通のやり方なので。ですから原子力発電特有の問題以外のそういった、例えば道路だとか家屋の倒壊だとかという要素を切り離して考えて、実際の計画自体をつくる際にはそれを組み合わせて考えるというのは、これは普通のやり方ですので、どういった検討の途中の経過なのか分かりません。いずれにしても、私の知る限りでは、この指針の見直しをめぐっての原子力規制委員会のほうで、2月の14日の定例会合のところでは、運用に関する検討事項をつくるっていうことが決められたって私は認識していましたので、そのいずれにしても、そういった個々の専門知見を積み上げながらやっていくということは、検討するっていうことは、その方向性にあると認識しておりますので、今の段階でのこの指針の見直しを求めるということは必要がないという意味から、不採択を主張します。

- **〇戸田委員長** 矢田貝委員。
- **〇矢田貝委員** 不採択を主張いたします。

私も今の新田様の陳情の説明を聞きながら、規制委員長の発言というのの変化というところは聞いたんですけれども、では、国が今、全体の取りまとめをして、これからの新しい知見も含めてどういうふうに動いていこうかっていう段階で、規制委員長の発言だけが、この避難計画の重要性がこの指針の中から漏れていくというか、下がっていくっていうことにつながっていくのかなっていうところは、少し疑問に感じているところであります。

また、鳥取大学の香川教授の話がありましたけれども、鳥取県の顧問でもあられる皆様が、鳥取県に対しての実効性のある避難計画、様々な取組についても、県に対してもお声を上げていらっしゃるということで、それぞれの自治体が実効性のある避難計画を作成するために、独自性を持って考えて取り組んでいけることは十分可能だと思っております。この陳情を国に対して出す必要は、今の段階ではないんではないかと考えていますので不採択を主張いたします。

〇戸田委員長 それでは、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第52号、複合災害時に対応した原子力災害対策指針の見直しを国に求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者举手…土光委員、又野委員〕

○戸田委員長 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。 次に、先ほど不採択と決しました陳情第52号について、採決結果の理由の取りまとめ を行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長に おいて集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

○戸田委員長 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。本件については 終了いたします。

新田様、本日はお越しいただきまして、本当にありがとうございました。

〇新田氏(参考人) ありがとうございました。

[新田参考人退席]

○戸田委員長 続いて、当局より2件の報告があります。

初めに、令和5年度米子市原子力防災訓練について(報告)、当局からの説明を求めます。 田中防災安全課長。

〇田中防災安全課長 では、令和5年度米子市原子力防災訓練について御報告をさせていただきます。今、通知を送りました。

計14ページにわたります資料を御用意しております。要点絞って御報告をさせていた だきます。

まず1ページ目からでございます。訓練の実施に先立ちまして、10月の委員会で御説明をいたしました内容を、こちらが10月、11月にかけて実施をいたしましたその報告でございます。

目的といたしましては、島根原子力発電所で事故が発生した際の連携要領の検証でありますとか、住民避難の一連の流れの検証、こういったところでございます。

本訓練においての災害想定でございますが、島根県東部を震源とした地震、米子、境港市では震度5強、松江市で震度6弱という想定です。島根原発2号機で送電線事故により外部電源が喪失したいう状況で全面緊急事態となり、富益地区に屋内退避の防護措置が発令されたということを前提として進行したものでございます。

3番、初動対応訓練、これは職員を対象とした訓練です。こちらは10月19日の木曜日に実施をしております。各種通信機器等を活用しまして情報収集、共有を行いました。

また、2県6市及び鳥取県とも災害対策本部の合同会議、合同対策協議会等を実施をして 対応方針の共有等を、その流れも確認をしながら行ったというところです。

4番目、原子力防災講座、こちらは住民避難訓練で参加者への事前説明を兼ねたものであります。10月の7日と14日の2日間にかけて実施をいたしまして、住民の方99名の方御参加をいただきました。内容としましては、原子力災害の基礎、対応のポイントということで講演いただきまして、原子力災害時に係る防災計画について、また訓練について当課の職員が説明を行ったものであります。

ページ変わりまして、2ページ目になります。住民避難訓練につきましては、11月5日、日曜日に実施をいたしました。参加いただきました住民の皆様、富益地区で137名の方に参加をいただきました。内容①から⑥と示しておりますが、3ページ目に資料1を添付しております。こちらも10月の訓練実施前に御説明した際に用いた資料でございますが、訓練対応としましてはこの図のとおりです。なお、3ページ下段のところ、富益公民館から東伯総合公園まで自家用車7台、7台で避難ということで記載しておりますが、当日、6台、7台ということでしたので申し添えさせていただきます。

結果といたしまして、実績課題等につきましては4ページ以降、資料2として示させていただいております。

まず、5ページ目に初動対応訓練についてまとめております、主な活動項目としては、関係機関との連携の確認ですとか、情報収集、共有及び伝達、事態の進展に応じた防護措置の判断等を行っています。良好事例等につきましては総括のほうで触れたいと思いますが、課題といたしましては、入手した情報処理に時間を要する場面がありましたので、今後も引き続き、知識の習得等に努めなければいけないというところでございます。また、防護措置の判断というところでありますが、多様な事態に対応できるように、やはり訓練を継続して、対応能力そのものを向上していかないといけないなというところが課題点でございます。

6ページ目は、初動対応訓練の様子の写真であります。

7ページ目に、住民避難訓練に関して取りまとめを行ったものです。住民避難訓練においても、情報伝達、一時集結所の開設・運営、様々な手段を用いた避難、避難行動要支援者の搬送等に取り組みました。課題として1点、黒四角で示しておりますけれども、一部参加いただいた方の中にビニールカッパの着用は少し不備な点があったということで、今後も被曝防護の重要性等についてお伝えをしていかないといけないなということが課題としてあります。

8ページ目に住民避難訓練時の概要ということで、写真とイラストでお示しをさせてい ただいております。

また、当日参加いただいた方、住民アンケートに御協力をいただきました。資料3ということで、9ページ以降、示しております。円グラフにしておりますものにつきましては、説明のほうは割愛をさせていただきますが、そのうち、11ページ目にございます問8、災害に備え何日分の食料・飲料等を準備していますかのところで、ちょっと文字がうまくプリントができておりませんでした。失礼いたしました。時計でいいますと、ゼロ時から1時のところ、色で言いますと青っぽい色で塗ってあるところ、こちら7日分、1週間分という文字が抜けております。大変失礼をいたしました。

そして、14ページ目に、自由意見、記述欄を設けましての意見を頂戴しましたものの 抜粋ということでしております。意見については、取りまとめをさせていただきまして、 感想、訓練に対する課題、改善点、そして疑問点等という、主に4分野に分けて整理を行ったものであります。訓練を重ねることは必要だなと、参加をしてよかったなという声も いただいておりますが、一方で、やはり避難所までの移動中の不安感ですとか、障がい者 の方への対応について等、いろいろ御意見をいただいております。幅広い御意見をいただ いておりますので、こちらのほうも受け止めをさせていただきまして、また次年度に生か していければというふうに考えております。

資料2ページ目に戻らせていただきます。今訓練の総括いうことで記載をしております。 7、総括ということで、まず、初動対応訓練ですが、災害対策本部における関係機関との 連携要領や情報収集、事態の進展に応じた防護措置の判断等について、改めて確認するこ とができ、有効な訓練であると認識しております。今後も訓練を継続して、多くの職員が 原子力災害時における対応能力の向上をしていくように図っていきたいと考えております。

そして2番目、住民避難訓練についてでありますが、災害時に重要となる多様な手段による住民への情報伝達について、実施要領を確認するとともに、その有効性を確認することができた。関係機関と適切に連携し、自家用車やバス、今回、陸自へリ等多様な手段を用いて、安全かつスムーズに避難を実施することができた。そして、昨年度の訓練で課題となっておりました聴覚障がい者の方への御対応についてです。実は詳細にこうしたほうがいいんではないかといったアドバイス等も頂戴をいたしましたので、今回、電子メモの配備ですとか各場所において案内掲示を充実をし、円滑な誘導を行うことができたというふうに考えております。また、実災害時は先導車両がない状況も想定されますので、鳥取県とも連携して、避難誘導について、看板や誘導員の配置など適切な対応を実施していく必要があると考えております。そして、原子力防災訓練の実施そのものにつきましては、住民の避難要領、原子力防災知識や防災意識の向上に有効なものであったというふうに考えております。

説明は以上となります。

〇戸田委員長 以上で当局の説明は終わりました。

委員の皆様方の御意見を求めます。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 住民避難訓練の事前説明についてお伺いさせていただきたいと思います。 避難訓練に実際の参加予定は、前回の委員会のとき140名で予定されているということ で説明を受けてたと思うんですね。実際の参加の人数を拝見しますと、住民等で137名 となっていますけど、その辺りっていうのは予定どおりの参加人数、対象者が来ていただ いていたのかっていうのをまず聞きたいと思いますし、この事前説明のときに、5日間で 参加予定が99名だったっていうことなんですけど、この辺りもう少し詳しく教えていた だけませんでしょうか。

〇戸田委員長 三木防災安全課調整官。

○三木防災安全課調整官 まず、参加人数の件ですけれども、140名当初計画しておりましたところ137名ということで、ほぼ計画どおりの人数でございます。参加範囲もほ

ぼ計画どおりいうところでございます。また原子力防災講座、99名ですけれども、2回に分けて実施しておりまして、1回目、10月7日につきましては47名、10月14日につきましては52名の内訳でございます。以上でございます。

- 〇戸田委員長 矢田貝委員。
- **○矢田貝委員** 137名の中の99名という理解でよろしいんでしょうか。参加されなくっても、この講座に来られる方のほうが多いというのが理想だと思うんですけど、その辺りはどういうお声かけをされているのか、参加者の中に、来てくださいっていう呼びかけをされたのかのあたりを確認させてください。
- **〇戸田委員長** 三木調整官。
- **○三木防災安全課調整官** 今、お話がありましたように、訓練の一環といたしまして、訓練参加者を対象に防災講座を行いましたので、訓練参加137名中、99名ということでございます。
- 〇戸田委員長 矢田貝委員。
- **○矢田貝委員** 訓練のための訓練、訓練のための説明会になるっていうよりは、地域の皆様の原子力防災講座として受け止めていただけるような工夫を今後していただきたいというふうに思います。要望しておきます。
- 〇戸田委員長 土光委員。
- **○土光委員** ちょっと矢田貝さんが原子力防災講座、事前講座のことを聞いたので、それから聞きます。以前の委員会で私が指摘したのですが、私、10月14日、傍聴というか見学に行きました。その中で、講師を招いていろいろ説明していましたが、安定ョウ素剤に関して妊婦は適さないという説明をしていたと思います。これは、以前、委員会で、そうだったということで事実確認を含めて、人が対応という要請をしたのですが、特に目に見えて何にも反応がないのですが、これ、どうなってますか。
- ○戸田委員長 答弁されませんか。

村上防災安全課主任。

〇村上防災安全課危機管理室主任 安定ョウ素剤についてなんですけれども、妊婦については服用については推奨をしております。ただし、アレルギーであったりとか、そういったものがあり得ますので、事前配布の際に、医師であったりとか、薬剤師だったりとか、そういう専門の方からの意見等も踏まえて、服用されるかされないかのちょっと判断を最終的にはしていただくような形になるかと思っております。

- 〇戸田委員長 土光委員。
- **○土光委員** いや、アレルギーは妊娠中であろうがあるまいが、それは問題なので、その防災講座で、妊娠中の方は服用ができないという言い方を、そういう説明をしています。これ、明らかに間違いですよね。事実、米子市というか県の安定ョウ素剤の事前配布とかいろんなチラシを見ても、むしろ妊婦の方、優先的に服用が必要だというふうにはっきり書いていると思います。だから、こういう間違いをこの防災講座に来た住民に説明をしたというのは、そうだとするならば、何らかの対応が当然必要だと思うんですが、何にもしないというのは。アレルギーはアレルギーで、妊婦のこと言ってます。
- ○戸田委員長 どうですか。

田中防災安全課長。

〇田中防災安全課長 すみません、ちょっと詳細のやり取りについては今すぐ確認取れませんが、御指摘のとおりであるかどうか、また県のほうとも確認をいたしまして、必要な対応がありましたらば、それについては検討させていただきたいと思います。

〇戸田委員長 土光委員。

〇土光委員 ぜひお願いします。事実確認で実際の講座で使った、スライドを見せながら やってます。このスライドにはこう書いてます。妊娠中の方やヨウ素に対してアレルギー のある方など服用できない方もいらっしゃいます。当日、私その場でいましたが、これに 沿った説明を講師もしていたと思います。ここは、ちょっと問題だと思うので、何も対応 しないというのはあり得ないと思います。よろしくお願いします。

それから、今日のことに戻りますと、資料の1に関して、一つは、1ページね。

訓練想定の中で地震があった。米子市は震度 5 強という想定が書いてあります。これ実際の防災訓練は、実際は何か事が起きたときに、屋内退避をまずして、必要に応じて実際に避難行動に移る。訓練はほとんど避難行動のところから実際に始まって、それがちゃんとうまいこといくかどうか、それはもちろん重要だと思っています。やはりでも、避難行動が普通にできるためには屋内退避がちゃんとできるというのが前提だと思うので、ちょっと質問します。米子市、震度 5 強の地震があったとして、30キロ圏内の家屋の状況はどうなるというふうに想定していますか。

〇戸田委員長 田中防災安全課長。

○田中防災安全課長 震度 5 強を観測した時点でどういった被害想定になるかというのは、すみません、私のほうでは持ち合わせておりません。震度のみならず、震源地ですとか、どういったところに影響があったのか等によって、それは状況によって変わってくるのではないかなっていうふうに考えております。ですので、我々、防災部局としては、様々な状況に応じて災害対応が取れるようにということで当たっておりますので、現時点で震度 5 強、すなわち米子市にどんな被害が生じるかということについては持ち合わせてないというのが回答になります。以上です。

〇戸田委員長 土光委員。

○土光委員 震度だから、実際、米子市にこのくらいの揺れが起きた、5強だからかなりきついと思います。これ、震源がどこかとかマグニチュードだとかそれ関係なしに、米子市にこういう揺れが起きた、それが震度5強ということ。それが震度5強の意味ですよね。なかなか想定難しいと思うけど、想定できないからそのときの状況というのは、ちょっと甘いと私は思います。実際、この前の各個質問で、又野議員が、耐震化率、どのくらい米子市進んでいるのかということで、防災安全監が87%耐震化ができている、これ客観的にその点、資料がある。逆に言うと13%はそういった耐震化がまだできていない。そういうところを基準に、やはり一定の想定は、私はする必要があると思います。

私もそれ以上の数字は持ち合わせてないので、例えばこう考えてみました。 30 キロ圏内、3万5, 000人です。耐震化 87%だとする、その耐震化の厳密な意味もちょっと私はよく分からないんですが、そこは家屋も何とか持ちこたえるとすると、逆に 13%の家屋に何らかの被害が出る。とすると 3万5, 000 掛け 13%で4, 500 人、人数でいくと。だから、このくらいの人は家屋に何らかの損傷があって、屋内退避はできる条件にならないのではないかという想定は、私は必要だと思いますが、どうですか。

- **〇戸田委員長** 松本防災安全監。
- ○松本防災安全監 今、委員から御指摘いただきましたように、耐震化率等々から換算しますとその数字が出てまいりますが、実際に災害が起こった場合に、どのような程度の被害があるか、今回、震源、島根県東部という大ざっぱな想定ではございますけれども、実際に災害があったときに、どう対応するべきか、どれぐらいの被害が出てるかっていうのは、やはり、その都度その都度、災害のケースケースによって異なりますので、その状況を踏まえながら、例えばUPZ内の避難所だけではなくて、UPZ外にも避難所を設けたりとかの、そういった対応を行うことで避難者の方の対策をしていきたいと考えております。

〇戸田委員長 土光委員。

○土光委員 私はある程度、想定は必要、できるだけ手に入る資料とかを基に想定はしないと、そのときに考えるというのは計画のていをなさないと思います。私が今、持ち得る範囲でいうと、4,000人ぐらいは正常に屋内退避ができない状況になるんじゃないかというふうに思います。

じゃあ、この人たち、これが 4,000人か何か、それは確定はしていないけど、どうするのかということで、実は防災安全監の、これは、この前の又野議員での質疑の答弁。12月で私もこれに近いような質問をしました。そういった屋内退避、何らかの理由で屋内退避ができない人は、どういうふうにすればいいのかということで、こういう人は、原子力防災ハンドブックには、コンクリート屋内退避施設があるからそこに行ってください。防災講座でも市民から質問が出たらそういうふうにしてます。ただこれ、人数800名ですので、これで本当に対応できるかどうかということに関して、12月議会の私の質問では、防災安全監は、この対応でできるというふうに言いました。そういう答弁でした。この前の3月議会でほぼ同じ質問で、防災安全監は、必要によってはUPZ外への避難所の退避も含める、そういったこともあり得るというふうに答えました。実際にどっち、米子市としてどう考えているんですか、計画上。

〇戸田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 どちらも考えておりますけれども、対応自体は現在で対応可能であると考えております。ただ、おっしゃられるように人数が多いとか、災害規模が大きくなる、コンクリート建物全て入れないという状況も当然想定がされますので、そのような場合ですと、UPZ外の施設も設ける場合もございますし、それ以外のUPZ内の施設、例えば屋内退避をしていただくというのは、別に、コンクリートの建物以外は全く効果がないということではございません。木造の御自宅が被害がなく退避できるようであれば屋内退避をしていただくという状況を想定しておりますので、仮に指定の避難所等々でコンクリート施設ではない施設等もございましたら、そういったところも一時避難として対応することも想定はしておりますけれども、あくまでも、大前提としましてはコンクリート施設、駄目な場合はUPZ外であったりとか、そういった施設の活用というのを考えていきたいと考えております。

〇戸田委員長 土光委員。

〇土光委員 ちょっと、この訓練の報告とは多少ずれるかもしれないので指摘にとどめて おきますが、だから、800人では当然足らなくなるというふうに私は思います。そうい った場合に必要に応じて、今言ったのはコンクリートじゃなくてもいいという新たな見解を聞いたんですが、UPZ外への避難指示、これもあり得ます。もし、そう考えてるんだったら、じゃあ、どこの施設に行くのか、どういう手段で行くのか、そういうことをきちっと住民に周知しないと、その場でなかなか情報伝達が難しい状況だと思います。もうそういう想定でそういうこと考えているんだったら、事前に、今、コンクリート屋内退避施設はあるけど、そこに入れない人はこういうところがあります、この移動としてはこういう手段があります、なかなかその場で移動しろって難しいと思うので、事前にそういうことはきちんと周知しないと、いざその場で考えても、私は無理だと思います。

もう一つは、このコンクリート屋内退避施設ですが、800人ですよね。境港市は8,000人なんですよね、1桁違いますね。なぜ、境港市はこんなにいっぱいそういった施設があるかというと、学校を考えているからです、学校を考えているからです。だから米子市も、今の公民館だけの屋内退避施設で800名、これがどうしても想定上無理だと思うんだったら、学校というのも一つの避難施設というふうに考慮するのも一つの方法だと思いますし、もう一つは、米子市の30キロ圏内には高専もありますので、利用すればいいじゃないですか。そういうことをやっぱりきちんと想定をして、できる方法というのをちゃんと考えて、それを周知する、それが私は実効性ということだと思います。いかがですか。

〇戸田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 まず、そのコンクリート施設、コンクリート建屋以外の避難施設、する可能性があるのであれば周知すればいいんじゃないかということなんですが、そもそも災害が発生して、コンクリート以外の施設も使わないといけないというようなケースであれば、大きな被害が出てるということが想定されます。先ほど申し上げましたコンクリートの建物以外の施設ですと、それが被害が出てるかどうか分からない。そういう想定の下での今お話をさせていただきましたので、はなから、ここがあるよ、ここがあるよというふうに、うちのほうから御案内をして、そこが使えるかどうかがはっきり分からない状態を想定した話を先ほどはしましたので、あくまでも、コンクリート建屋で、地震等においても被害を防いでいる、使用ができるという想定でまずそこを周知をしていると。それがもし何らかの事情でできない場合はUPZ外の施設も活用いたしますよと、それ以外でも活用できる施設があればこちらへ避難してくださいという周知を行うということで考えております。

〇戸田委員長 土光委員。

〇土光委員 ちょっと、ここまでで、やり取りは終えますが、私が問題提起したことをき ちんと受け止めていただきたいというふうに希望します。

それから、もう一つは、今回の避難計画、いろいろと計画見たりしたんですが、一つは 検査済書のことをちょっとお聞きしたいです。検査済書というのは、避難退域時検査場、 そこまでバスとか自家用車で逃げていって、汚染されてるかどうか、そこで検査をする、 チェッカーの計測をする。オーケーだったら検査済書を渡して、実際の避難先。この検査 済書に関して、まず事実関係、確認したいんですが、今回の訓練で検査済書は住民に渡し ていますよね。渡したとしたら、どこの段階でどういうふうに渡しているかというのを、 ちょっと事実関係。県の範疇なので確認できないんだったらそれは仕方ないですが、事実 関係ちょっと、把握してる範囲で。

〇戸田委員長 村上防災安全課主任。

○村上防災安全課危機管理室主任 検査済証の関係になりますが、今回の訓練において検査済証については、県のほうで住民の方に交付されておられます。交付のタイミングについてなんですけれども、バスだったりとか自家用車で避難していただいた方が、検査終わられて会場を出る際に、出口のところでお渡しをされておられました。汚染が確認された住民の方に関しましては、その簡易除染が終わって、終わった後に会場出られるときにお渡しをされるっていうことになりますので、タイミングとしては、検査会場を出られるタイミングで検査済証をお渡しされるということです。バスの避難の方については、1人ずつに検査済証をお渡しをされておられたということをちょっと申し添えておきます。以上です。

〇戸田委員長 土光委員。

○土光委員 その辺の事実関係分かりました。今回の検査済書に関して、1人ずつA4ぐらいの大きさで渡しますよね。これ名前記入欄ないですよね。今日の資料の中でも、意見でそういったことを1人触れていましたが、これって、もらって、これがないと避難先の避難所に入れないことになってます。これは持っていると、人に渡してまた入る、そういったことができてしまうような形態だと思います。コピーもできます。だから、ほかの自治体では少なくとも名前は記入するという形にしないと、実際にこの役割をちゃんと果たせないのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

- **〇戸田委員長** 田中防災安全課長。
- **〇田中防災安全課長** 県が実施された訓練の場でのことですので、詳細については承知を しておりませんが、そういった御指摘があったということについては共有させていただき ます。以上です。
- **〇戸田委員長** 土光委員。
- **○土光委員** ぜひ、このままではあまりいざというときは役に立たない、目的を果たせない。だからもう一つは、以前から出ているのですが、避難退域時検査所で測定します、それで4万ppm以下だとオーケー。住民によってはオーケーだとしても、実際はオーケーか駄目か、その二択でしか住民には知らされませんが、実際の数値が知りたいという住民もいます。これは以前、県の担当課が対応します、考えますみたいな前向きな姿勢ではあったんですが、何かそういったことも含めて検査済書に名前があって、計測した数値を書くというふうに使えると思いますので、ぜひ今後工夫をしてください。

続けていいですか。

○戸田委員長 どうぞ。

○土光委員 ちょっと屋内退避のことで一つ言い忘れたのですが、実際、だから家がひび割れて、できますかというのは、今、言ったとおりです。今日の資料の中でアンケートがあって、11ページだったかな。備蓄をしていますかという、ありましたよね。11ページ、今、修正をしてくださいと言ったところで、問い8です。これ見ると、3日以上備蓄しているのが約半分。逆に言うと、3日未満。3日分まで備蓄してないのが半分。これって屋内退避をちゃんとやるということに関して、このままの状況では非常に私はまずいと思ったんですが、見解を伺います。

- **〇戸田委員長** 田中防災安全課長。
- **〇田中防災安全課長** こちらについては、従前よりお答えしておりますが、原子力防災にかかわらず、一般防災においても災害時の備蓄というのは重要でございます。最低3日分、推奨1週間分とありますが、こうした備蓄については引き続き、一般防災の面も捉えまして、啓発に努めたいというふうに考えております。以上です。
- **〇戸田委員長** 土光委員。
- **○土光委員** だから、もちろん周知して、そういったことは多くの市民が3日以上は備蓄するということが必要だと思います。今の現状のままで屋内退避が正常にできるというのは、なかなか言えない。だから実効性にも私は疑問がつくのではないかというふうに思いました。

あとは、ちょっと資料見て、ざっと、ちょっとした事実関係だけ確認したいのですが、 資料の通知をします。訓練の概要とあるやつ。これは、すみません、単なる事実関係では ないけど。訓練の概要を見て、絵でどうなったか。今回は避難先の確認ということでハワ イアロハホール、ここも避難先の一つだけど、実際、参加した人はここで、それ以外の避 難先の人も全部ここに集まって、避難先はどういう状況かはスライドで説明をしただけで すよね。私は正直言って、手抜きだなあと思ったんですが、やっぱり実際に行ってみると いうのは必要なことなのにというふうに思いましたが、なぜ今回、実際に避難先まで行く ということはしなかったんですか。

- **〇戸田委員長** 三木防災安全課調整官。
- **○三木防災安全課調整官** 今回の避難訓練につきましては、御指摘のとおりアロハホールまでの避難ということでの確認、そこから、その中で各避難所の説明を湯梨浜町の職員からしていただきました。この訓練とは別に避難先確認訓練というのも行っていまして、その際には、それぞれの避難所に出向いて、実際の避難所までの経路、それから事象等を確認していただくようにしております。
- 〇戸田委員長 土光委員。
- **〇土光委員** 別個にやってるというのは、お話を聞いてます。ただ、せっかくの避難訓練で、ここで何で終わってしまうのかな。多分、境港市の住民は避難先まで行っていると、今回の避難でも思います。これは指摘をさせていただきます。

あとはちょっと細かい事実関係ですが、5ページ、初動対応訓練と書いてるところ、通知をします。表になって、上から2段目の右っ側、課題と対応のところで、黒い四角で、入手した情報の処理に時間を要する場面があったという記載があります。これちょっと具体的にどういったことだったのか説明してください。

- **〇戸田委員長** 村上防災安全課主任。
- **○村上防災安全課危機管理室主任** こちらの入手した情報の処理に時間を要する場面があったというところについて、御説明をさせていただきます。今回、人事異動が防災安全課で昨年の春に行われてまして、危機管理室の人員が大幅に変更になっております。そういったところで、各関係機関のほうからシステム等を用いまして情報のほうが来るんですけれども、そちらの適切な処理といいますか、どこに何を入力をしてないといけないかについて、ちょっと時間を要する場面があったというところで記載をさせていただいてる次第になります。以上です。

- 〇戸田委員長 土光委員。
- **〇土光委員** 分かりました。今、5ページで、2枚はぐって7ページ。住民避難訓練、これも表になってるところで、上から2段目の真ん中、活動実績。ここの記載で、複数の一時集結所を適切に開設し、運営することができたと。これ今回複数の一時集結所、何か所だったんですか。
- **〇戸田委員長** 三木防災安全課調整官。
- **○三木防災安全課調整官** 今回の訓練につきましては、富益地区におきまして、湯梨浜中学校、それから富益公民館。

(「一時集結所。」と声あり)

- **〇土光委員** 一時集結所。
- **〇三木防災安全課調整官** 一時集結所、すみません。一時集結所につきましては、弓ヶ浜中学校、それから富益公民館、2か所を開設しました。
- **〇戸田委員長** 土光委員。
- **〇土光委員** 2 か所ですよね。それは複数だと思うけど、2 か所をもって何か複数をって、 ちゃんと運営できたと書くのはどうかなと、ちょっと読んで思いました。それをお伝えし ときます。以上です。
- **〇戸田委員長** よろしいですか。

ほかにございませんか。

又野委員。

- **○又野委員** ちょっと一つ確認なんですけれども、ヘリを用いた訓練、参加住民にしてもらったと書いてあるんですけれども、アンケートの、9ページですかね、バス避難者と自家用車避難の数字は出てるんですけども、ヘリの避難者の数がないんですけども、何人かとか、アンケートの中身にその項目がないのかとか、そこら辺ちょっと教えてもらっていいでしょうか。
- **○戸田委員長** 三木防災安全課調整官。
- **○三木防災安全課調整官** 陸自へリでの避難の訓練の参加者でございますが、計4名でございます。 4名の参加者でございます。
- **〇戸田委員長** 又野委員。
- **○又野委員** 回答の中にそれはなぜ出てこないんですか。バス避難者、自家用避難者はあるんですが、あとはその他、無回答ですけども。
- **〇戸田委員長** 田中防災安全課長。
- **〇田中防災安全課長** すみません、ちょっと詳細分かりませんけれども、もしかしたら選択肢に入れてなかったのか、何かしらの理由があったかもしれません。ただ無回答の方6 人おられますので、もしかしたら該当項目がないということで、こういったことになっているかもしれません。いずれにしましても、詳細についてはちょっと不明でございます。
- 〇戸田委員長 又野委員。
- **○又野委員** せっかくヘリの避難もやっておられますんで、項目、もしないようだったら ちゃんと付け加えていただけたらと思います。以上です。
- ○戸田委員長 いいですか。

ほかにございませんか。

中田委員。

〇中田委員 総括のところ、2ページですかね、そこのところでちょっとお伺いしておき たいと思うんですけれども、先ほど来、出ておる、あそこの避難所がどうか、ここを屋内 退避で使うとかっていうような、私は、あそこもオーケー、ここもオーケーっていう情報 は、それこそ能登半島の地震なんかを踏まえて、地震の被害状況やレベルが想定できない 中で、あまりにもマニュアル化されたような、不確定要素を固定化するような計画をつく ることは反対です。いかに、要はそのときそのときに、ここは駄目、あそこは駄目という 情報が正確に伝わるかとか、それから、基本的なこととか考え方とか取るべき判断の仕方 というか、要素とか、そういったことがいかに臨機応変に伝わるかっていうことが僕は大 事で、問題は、ここに書いてある必要な情報の、住民避難訓練のところにある、多様な手 段による住民の情報伝達、ここんところが実施要領を確認するってこということは当然だ と思うんですけど、その有用性が確認できたということですよね。そこの有用性は現在持 ち合わせている多様な情報手段による有用性だと思うんですけど、実際、能登半島のとこ ろで特に先端部のところで起きたのは、使える携帯電話と使えない携帯電話の会社があっ て、通常この辺ではもっとたくさん使っているだろうというところが逆に使えなくて、違 う通信会社のが使えたりとか、そういう不具合が生じてますよね。ですから、情報伝達の 仕方を、これでオーケーではなくて、どう、こう考えてくる、さらにブラッシュアップし たり、補完したり、必要な入手手段を考えていくかっていうところが、私はこの災害にお いて最も大切なところだと思ってまして、この辺についてのちょっと見解だけ聞いておき たいんですけど。

- **〇戸田委員長** 田中防災安全課長。
- **〇田中防災安全課長** 訓練という特性上、全ての通信手段を用いるということは困難な面もありますが、あらかじめ準備をさせていただきました情報伝達手段については、そういう構成も含めて、実際、確認できたかなと。原子力防災指針等にも災害発生後の情報伝達については、マスコミ等の活用も含めて幅広く迅速にということが書いてありますので、今、委員さんがおっしゃられた指摘については今後も深化を深めていきたいというふうに思います。以上です。
- **〇戸田委員長** 中田委員。
- ○中田委員 なら、これで最後にしますけど、例えばですけど、議会でも実は、ある場での会合の場で議論、議論というか、いろいろ話合いにも出ましたけども、どんどん少なくなっていってる固定電話、公衆電話の有用性っていうのがありましてね、要するに有線ですよね。そういったものは逆に一方で非常に限定的に今なってきている。こういったことを、どうその要は、公民館等も含めてある程度担保しとくのかとか、そういったこともちょっと、既に考えられていればそれでいいんですが。そういった要は通信手段が、今、想定してることでできなくなる場合に、じゃ、どういうふうに情報伝達するのかっていうところは、引き続き、常に検討を加えていただきたいっていうことを要望しておきたいと思います。
- **○戸田委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

〇戸田委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金について、当局から説明を求めます。

田中防災安全課長。

〇田中防災安全課長 そういたしますと、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金について報告をさせていただきます。

2ページの資料でございます。本交付金につきまして、来年度事業を本市で実施する当該事業計画が見えてまいりましたので、報告をさせていただくものです。まず 2ページ目のほうをおめくりいただきたいと思います。参考 1 としておりますが、これまで、昨年の2月そして 1 0月の特別委員会でも進捗状況について御報告をさせていただいております。本事業の全体計画といたしましては、UPZ 圏内にあります公民館のうち、新築をいたしました加茂公民館を除いた 8 館を対象として、公民館の施設改修を行っていくということでございます。実施事業年度が 6 年度、7 年度の 2 か年で取りかかるいうこととしておりまして、このうちの 6 年度の中身について、1ページ目で御説明をさせていただきます。

では、1ページのほうにお戻りください。令和6年度の事業計画につきましては、公民館施設等整備事業におきまして、大篠津、崎津、富益、彦名、住吉というこの5館で、まずは公民館のトイレ改修、バリアフリー化と一部空調改修を行うということとしております。8館のうちこの5館を先行させていただきましたのは、各施設の状況、例えば安倍公民館ですと、バリアフリー化、玄関にスロープを取り付けたりということでございますが、こちらのほう、既に終わっておるということで、施設に応じて状況が異なっております。そういったことプラス、今回は交付金事業でございますので、県からの予算の配分の具合ということもございます。交付金充当予定額2,550万ということで事業の組立てをさせていただくために、総合的に判断をし、この5館について公民館のトイレ改修、バリアフリー化、空調改修を行うものでございます。事業費は予算額として3,724万6,000円を計上させていただいております。

今後のスケジュールについてですけれども、令和6年度事業ということで、4月に入りましてから県への補助金申請等の手続が始まりまして、最速、早ければ5月下旬かと思いますが、それ以降のところで補助金交付決定がありましたらば、速やかに事業実施を図っていきたいと思います。施設管理課であります地域振興課、並びに営繕課のほうと連携しながら進捗を図ってまいりたいと考えております。説明は以上です。

○戸田委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様方からの御意見を求めます。

土光委員。

- **○土光委員** 全部で5億円で米子市が5,000万、県が4億円。県もこの4億円で、米子市とか境港市、道路関係って聞いてますが、何らかを4億円でやるということになっていると思うのですが、米子市関連でどういったことを県がやるかというのは、分かる範囲で説明お願いできませんか。
- **〇戸田委員長** 田中防災安全課長。
- **〇田中防災安全課長** 詳細までは伺っておりませんが、県立学校の整備と道路の改修等に 用いるというところまでは情報として承知をしております。以上です。
- 〇戸田委員長 土光委員。

- **〇土光委員** 県立学校は境港市ですよね。だから、米子市は多分、道路の改修。どこの道路をどういうふうにするかという情報はまだないんですか。
- **〇戸田委員長** 田中防災安全課長。
- ○田中防災安全課長 本市としては県の事業の詳細までは伺っておりません。以上です。
- **〇土光委員** 分かりました。
- **〇戸田委員長** ほかにございませんか。 又野委員。
- **○又野委員** 県のほうに補助金申請するのは4月1日以降っていうことで、確認ですけど も、この交付金、前にも確認したかもしれませんけれども、原発の再稼働が前提だったと 記憶してるんですが、それで、間違いなかったでしょうか。
- **〇戸田委員長** 田中防災安全課長。
- **〇田中防災安全課長** 再稼働といいますか、状況が大きく変化したときといったような内容であったかと承知しております。子細については今ちょっと分かりません。ここまででございます。以上です。
- **〇戸田委員長** 又野委員。
- **○又野委員** 状況が大きく変化したっていうのは、恐らく、その再稼働に向けての動きが 出たっていうことの変化だと、こう理解をしています。私どもの日本共産党米子市議団、 もともと再稼働に反対の立場でありまして、稼働容認、米子市がしたことも反対の立場で す。その立場からいえば、原発の稼働が前提だと思われるこの交付金は受け取るべきでは ないと考えておりますので、一応申し上げておきます。以上です。
- **〇戸田委員長** ほかにございませんか。

[「なし」と声あり]

○戸田委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

こちらで準備したものは以上でございますが、その他、委員の皆様、当局から何かございますか。

〔「なし」と声あり〕

○戸田委員長 ないようですので、以上で原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会 を閉会いたします。

午前11時58分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員長 戸 田 隆 次